

市県民税と所得税の申告を受け付けます

申告会場をお間違いのないよう、ご注意ください



市県民税の申告 市民税課 ☎ 055-934-4736

申告会場 沼津市民文化センター 展示室

受付期間 2月16日(火)～3月15日(火)

※土・日曜日及び3月14日(月)の休館日は除きます。

時間 9時～12時、13時～17時

※上記期間は、市役所では申告を受け付けていません。

■申告が必要な人は？

◆平成28年1月1日現在、市内に居住し次のいずれかに該当する人

- ①市役所から申告書が送られてきた人で、所得税がかからない人
 - ②平成27年分の課税所得があるが、確定申告の必要がない人(給与所得以外の所得が20万円以下の人など)
 - ③公的年金の受給者で、国民健康保険料や生命保険料などの控除を申告する人
 - ④国民健康保険に加入している人で、他の人の扶養になっていない人
 - ⑤平成27年分の課税所得はないが、所得証明や非課税証明等を必要とする人
- ※税務署に確定申告をした人や平成27年分の所得が給与所得だけで、年末調整の済んでいる人は、申告の必要がありません。
※確定申告が不要でも、保険料等の控除を受ける場合は市県民税の申告が必要です。

所得税の確定申告 沼津税務署 ☎ 055-922-1560

申告会場 プラサ ヴェルデ 2階市民ギャラリー

受付期間 2月12日(金)～3月15日(火)

※土・日曜日は除きます。

時間 9時～17時

※上記期間は、税務署内では申告書の作成指導は行っていません。
※申告書の作成には時間を要しますので、16時までにお越し頂くようお願いいたします。
なお、会場の混雑の状況により案内を早めに終了する場合があります。
※駐車料金は30分ごとに50円(施設利用者で割引処理を受けた場合)です。

■申告が必要な人は？

- ◆事業をしている人や不動産収入のある人、土地や建物などを売った人で、平成27年分の所得合計額が、基礎控除、配偶者控除などの所得控除の合計額を超える人
- ◆給与所得者で、次のいずれかに該当する人
 - ①給与の年間収入が2,000万円を超える人
 - ②2カ所以上から給与を受けている人
 - ③給与所得以外の所得が20万円を超える人
- ◆公的年金等の収入がある人

※公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません(市県民税の申告は必要な場合があります)。ただし、このような場合であっても所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

◆給与所得者などで、給与等から源泉徴収税額がある人は、所得控除の追加などの申告をすると所得税の一部が戻ってくる場合があります。

※詳細は、沼津税務署へお問い合わせ頂くか、国税庁ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/>

市民税課
☎055-934-4736

申告に必要なものは 市民税課 ☎ 055-934-4736 沼津税務署 ☎ 055-922-1560

- 印鑑(認め印)
- 収入や必要経費を集計した書類(源泉徴収票、収支内訳書など)
- 所得控除の証明できる書類(医療費・国民健康保険料・介護保険料・社会保険料・寄附金の領収書や、生命保険料・小規模企業共済等掛金・国民年金保険料・地震保険料などの控除証明書)
※国民年金保険料の控除の申告は、日本年金機構から送付された証明書が必要です。
沼津年金事務所 ☎ 055-921-2207(控除証明用ダイヤル ☎ 0570-070-117)
- その他、受けようとする控除に必要なもの
※平成26年分の確定申告書の控えがある人は、参考のためにお持ち下さい。

確定申告にあたっての注意点等 沼津税務署 ☎ 055-922-1560

◆所得税確定申告書等は下記でも提出できます。

- 土・日曜日・・・
沼津税務署玄関前の「時間外文書受付箱」をご利用下さい。
- 郵送による受け付け・・・
沼津税務署(〒410-8686 米山町3-30)へ郵送して下さい。
- e-Tax(電子申告)によりインターネットで・・・
確定申告期間中は24時間受け付けを行っています。

◆所得税の確定申告書等の作成には便利な国税庁ホームページをご利用下さい。ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/>

◆復興特別所得税の記載もれにご注意下さい。



イータックス e-Tax とは、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届け出などの手続きができるシステムです。利用するには、個人番号カードの申請(市民税 ☎ 055-934-4721)など事前準備が必要です。
詳細は、左記国税庁ホームページをご覧ください。

3月31日(木)までに、次の個人事業者は消費税・地方消費税の確定申告が必要です

- ①平成25年分の課税売上高が1,000万円を超えている事業者
 - ②平成25年分の課税売上高が1,000万円以下で、平成26年12月31日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
- ※新たに平成27年分の課税売上高が1,000万円を超えた事業者は、平成29年分について消費税の課税事業者となりますので、沼津税務署に「消費税課税事業者届出書」を提出して下さい。

税理士による無料税務相談所をご利用下さい

税理士の代理送信による申告書提出の手続きを受け付けます。
とき 2月16日(火)～25日(木)
9時30分～12時、13時～16時
(土・日曜日は除く)
ところ 沼津市商工会館(原1200-1)
※当日、直接会場へどうぞ。
※利用者識別番号、暗証番号が分かる場合は、ご持参下さい。
※譲渡・山林所得、贈与税及び相続税の申告は受け付けません。



平成28年度 市県民税に関する主な変更点

- ◆住宅ローン控除の延長
適用期限が1年6カ月延長され、平成31年6月30日までに居住する人が対象となります。
- ◆ふるさと納税の拡充
 - 特例控除額の拡充(平成27年1月1日以降に行われた寄附について適用されます)
特例控除額の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割(現行1割)に引き上げられます。
 - 「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設(平成27年4月1日以降に行われた寄附について適用されます)
確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。特例の申請にはふるさと納税を行う自治体数が5団体以内で、ふるさと納税を行う各自自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。
- ◆公的年金からの特別徴収制度の見直し ※この改正は年税額の増減を生じさせるものではありません。
平成28年10月1日以降に実施される年金からの市県民税の特別徴収について、算定方法の見直し等の税制改正が施行されます。詳細は、本年6月に発送される平成28年度市民税・県民税納税通知書または市ホームページをご覧ください。 [広報めまづ](#) [検索](#)